

出席停止についてのお知らせ

お子さまの具合はいかがでしょう。どうぞお大事になさってください。(お子さまの登校後にこの用紙が届いた場合は、ご了承ください)

かかりつけの医師から登校許可が出るまで、十分な休養に努めていただきますようお願いいたします。なお、登校の許可が出ましたら、下記の登校届にご記入のうえ、担任までご提出ください。
(医師の診断書・証明書は必要ありません)

主な学校伝染病 出席停止の病気とその期間

病 名	出席停止期間(主治医からの指示がある場合はそれに従う)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	治癒するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状消失後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の抗菌性物質による治療が終了するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他の伝染性疾患…医師の指示があれば、出席停止となります。 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナなど	

登 校 届 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病名 _____ ※インフルエンザの場合は型(A・B)をご記入ください

上記の疾患で _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日 まで安静加療中でしたが、

_____ 医院・病院で診断を受け許可が出ましたので登校します。

_____ 年 _____ 組 _____ 名前 _____ 保護者名 _____

※お子様は、学校保健安全法に基づいて、学校伝染病のため「出席停止」の扱いになります。
この用紙は、完治し、登校されます時に学校へ提出してください。